

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第33条関係）				別表第1（第33条関係）			
区 分		単 位	手数料	区 分		単 位	手数料
[略]				[略]			
広告柱		[略]	<u>750円</u>	広告柱		[略]	<u>800円</u>
電柱巻付広告物		[略]	<u>450円</u>	電柱巻付広告物		[略]	<u>500円</u>
電柱そで看板		[略]	<u>450円</u>	電柱そで看板		[略]	<u>500円</u>
広告幕、広告旗及びのぼり		[略]	<u>500円</u>	広告幕、広告旗及びのぼり		[略]	<u>550円</u>
アドバルーン		[略]	<u>2,600円</u>	アドバルーン		[略]	<u>2,650円</u>
アーチ広告物		[略]	<u>3,100円</u>	アーチ広告物		[略]	<u>3,200円</u>
広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルまでのもの	[略]	<u>550円</u>	広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルまでのもの	[略]	<u>600円</u>
	表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの	[略]	<u>1,050円</u>		表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの	[略]	<u>1,100円</u>
	表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの	[略]	<u>1,650円</u>		表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの	[略]	<u>1,700円</u>
	表示面積が6平方メートルを超え10平方	[略]	<u>2,150円</u>		表示面積が6平方メートルを超え10平方	[略]	<u>2,200円</u>

	メートルまでのもの 表示面積が10平方メートルを超えるもの	[略]	<u>2,150</u> 円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに <u>700</u> 円を加算した額		メートルまでのもの 表示面積が10平方メートルを超えるもの	[略]	<u>2,200</u> 円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに <u>750</u> 円を加算した額
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。